

衛星リモートセンシングデータ利用
タスクフォース大臣会合
施策概要

令和6年3月
農林水産省

(1) 加速期間3年間 (R2.12~R6.3) での取組概要: 「農地法に基づく農地の利用状況調査」

- ① 令和4年7月、農業委員会による農地法に基づく農地の利用状況調査の運用通知を改正済み。
- ② 令和4年7月、農業委員会が現場で利用するマニュアルに相当する「農地パトロール（利用状況調査）実施要領」を見直し済み。
- 上記の改正により、原則としてすべての農地を道路から目視確認による調査から、衛星画像等によって遊休農地に該当するおそれのない農地であると確実に判定できるものについては、衛星画像等により判定し、それ以外の農地のみを現地確認するという運用が可能。

①運用通知の改正

「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号、21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）
抜粋

第3 遊休農地に関する措置

1 法第30条第1項関係

(2) 調査の方法

ア (略)

イ 原則として、法第52条の2の農地台帳及び法第52条の3の農地に関する地図を使用し、一筆の農地ごとに行うものとする。ただし、災害その他の事由により、進入路が荒廃するなどその土地に立ち入ることが困難な場合は、この限りではない。

ウ 道路からの目視により雑草が繁茂していることが確認された場合は、現地で利用状況の写真を撮影し、その旨をタブレット端末等に記録すること。

エ 人工衛星又は無人航空機の利用その他の手段により得られる動画又は画像（(1)の時期に撮影されたものであって、①の調査を行うに当たって十分な解像度を有するものに限る。）を使用する場合には、次の方法により、調査を行うことができる。

① 当該動画又は画像を使用して、一筆の農地ごとに遊休農地に該当するおそれのない農地と該当するおそれのある農地とを区別する調査を実施

なお、当該調査は、当該動画若しくは画像の目視による確認又は遊休農地に該当するおそれがあるか否かの判定について十分な水準を有すると認められる技術により行うこと。

② ①の結果、遊休農地に該当するおそれのある農地とされたものについては、イ及びウにより調査を実施

オ (略)

②実施要領の見直し

「令和4年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領」（令和4年7月、全国農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人全国農業会議所作成） 抜粋

II 農地パトロールの実施について

5. 実施手順

(2) 農地パトロールの実施

④実施方法

ア. 遊休農地の確認

農地台帳の情報及び地図、タブレット等を利用しながら農地一筆ごとに、道路からの目視で利用状況を確認する。ただし、災害その他の事由により、進入路が荒廃しているなど、その土地に立ち入ることが困難な場合は、この限りではない。

また、人工衛星又は無人航空機等によって得られる動画又は画像（農地パトロールを行う時期に撮影されたものであって、十分な解像度を有するものに限る）を使用する場合には、次の手順で調査を行う。

1) 当該動画又は画像を使用して、一筆の農地ごとに遊休農地に該当するおそれのない農地と該当するおそれのある農地とを区別する調査を実施

なお、当該調査は、次のいずれかにより行うこと。

i) 当該動画又は画像の目視による確認

ii) 当該動画又は画像を用いて、十分な水準を有すると認められる技術により判断（いわゆるAI判定）

2) 1)の結果、遊休農地に該当するおそれのある農地とされたものについては、一筆ごとに目視により確認

「中山間地域における現況調査」

- ① 令和2年度に「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」を一部改正し、農用地の管理状況等の確認方法として、写真や衛星画像等の活用を明記。
- ② 令和元年度の実証を経て、令和2年度に「中山間地域等直接支払制度における衛星画像を用いた現地調査実施マニュアル」を策定し、農林水産省ホームページにおいて公開（令和5年1月に改訂）。
- ③ 令和5年1月以降、マニュアルの操作方法及び利用に関する留意事項についての説明会を開催。

①要領の運用の改正

【要領の運用の抜粋】

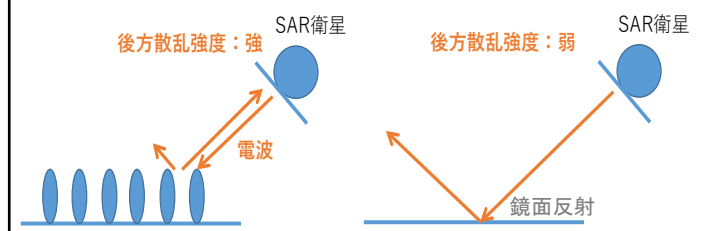
集落協定及び個別協定の実施状況の確認について

確認事項	確認方法
1 作物の栽培又は農用地の管理の適正な実施	集落協定及び個別協定で規定している行為の実施状況について、 <u>現地見回り</u> 、 <u>荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領</u> （平成20年4月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知）に基づく調査結果、 <u>写真</u> （航空写真含む。）、 <u>衛星画像</u> 、 <u>航空機</u> （無人航空機含む。）又は <u>現地の状況を把握できる資料の収集等の方法</u> により確認。所有権移転、賃貸借等については農地法第3条の許可又は農地利用集積計画の公告、農作業受委託契約書で確認

②マニュアルの作成

SARは自ら電波を発生し、地表物から返ってきた電波の強度（後方散乱強度）を画像化する。

平らな表面（水面やならされた農用地）では発射した電波はほとんど返ってこないため、非常に暗い画像となる。



改訂（令和5年1月）

- ① 衛星データ（Sentinel-1の2号機）の不具合への対応
- ② 筆ポリゴン（農林水産省が公開）の仕様変更への対応

③説明会の実施

令和5年1月31日から計4回、「中山間地域等直接支払制度における事務の効率化に係る説明会」を開催。

説明会では、衛星画像を用いた現地調査実施マニュアルに基づくQGIS等の操作方法及び利用に関する留意事項について説明したほか、豊田市から衛星画像の活用事例について紹介。

「適切な森林管理状況の把握」

※「災害時の森林補償に向けた災害状況調査」から名称変更

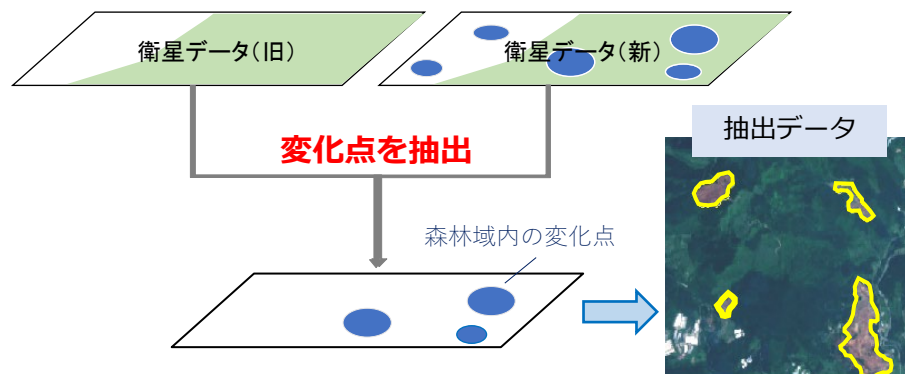
- 農林水産省では、無断伐採の防止等を目的として、無償の衛星画像を活用し、簡易に伐採地等を抽出するプログラム（FAMOST）を開発。
- 本プログラムは、令和2年12月に全国の市町村に試行版を提供。市町村等がより容易に活用することができるよう改修等を行い、令和4年6月から本格運用を開始。

【衛星画像を活用した無断伐採対策】

衛星画像を活用した伐採箇所抽出プログラムによる伐採地等の抽出

ある2時期の衛星画像を比較し、伐採が行われた箇所を抽出

※短い周期(約1週間程度)で撮影される無償の衛星画像(インターネット上で公開されているもの)を活用



- ✓ 市町村職員が無断伐採の可能性のある箇所を効率的に把握し、効果的な確認が可能
- ✓ 「空から監視している」というアナウンスにより、無届伐採等不適切な伐採の抑止効果も期待

- 抽出した伐採地について、「伐採届の提出がない」又は「伐採届の範囲を超えて伐採されている」ところは、無断伐採の可能性がある。

⇒現地確認の実施